

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要
(労働保険特別会計労災勘定関係)

1 労働保険料等の納付猶予の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主について、労働保険料等の納付を1年間猶予するもの(税制措置と同様の対応)。

2 社会復帰促進等事業関係

(1) 未払賃金立替払事業に係る予算の積み増し

【79.2億→106.4億 +27.2億】

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、必要な原資の増額等を行う。

(2) 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の見直し等

【1億→5.6億 +4.7億】

テレワークの導入等に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の上限額の増額等を行う。

(3) 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)

【+3.2億】

新型コロナ感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

(4) エイジフレンドリー補助金の拡充

【2.5億→7.5億 +5億】

職場での新型コロナウイルスの感染防止と高年齢労働者の労働災害防止のため、対人(接客)業務のある業種を重点に中小企業等が実施する効果的な安全衛生対策の経費の一部を補助する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについては Q&A 及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）。
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

参考法令

◆新型コロナ特法及び新型コロナ特法施行令（抄）

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）

（納税の猶予の特例）

第3条 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があつたことその他これに類する事実がある場合には、当該事実がある場合は、国税通則法第四十六条第一項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、同項の規定その他納税の猶予に関する法令の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（表）

国税通則法第四十六条第一項	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがある	新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第二条（定義）に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があつたことその他これに類する事実（次条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。）がある場合において、その者が特定日（納税の猶予の対象となる国税の期日として政令で定める日をいう。以下この項において同じ。）までに納付すべき国税で次に掲げるものの全部又は
---------------	--	---

		一部を一時に納付することが困難であると認められる
	その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限	その国税の納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項（各号を除く。）において同じ。）内にされたその者の申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
国税通則法第四十六条の二第一項	同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたこと的事实	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情
	事実を証するに足りる書類	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類

(以下略)

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(納税の猶予の特例に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月を経過した

日前に納付すべき国税については、第三条第一項の表国税通則法第四十六条第一項の項中「その国税の納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項（各号を除く。）において同じ。）内」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過する日まで」と、「その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過した日以後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）」として、同条第一項の規定を適用する。

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）

（納付の猶予の特例の対象となる国税の期日等）

第2条 法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

2 法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法第四十六条の二第一項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法第四十六条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足る書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

3 （略）

附則

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

◆参考①：読み替え対象の国税通則法及び国税通則法施行令（抄）

○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

（納税の猶予の要件等）

第46条 税務署長（第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項（国税の徴収の所轄庁）又は第四十四条第一項（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間（第三号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

（以下略）

（納税の猶予の申請手続等）

第46条の2 前条第一項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたことの実事の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

（以下略）

◆参考②：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（抄）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第四十八号）

（徴収金の徴収手続）

第30条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

未払賃金立替払の迅速・確実な実施

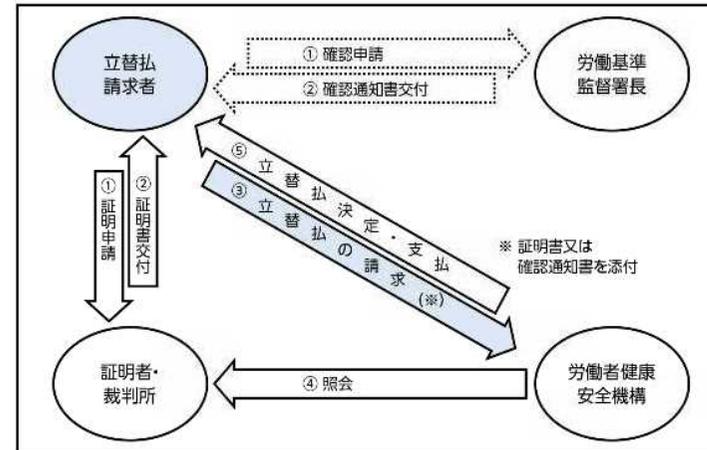
参考2-2

令和2年度補正予算案:27億円

【制度の概要】

未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティーネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度である。

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円



【要求趣旨】

未払賃金の立替払の原資について、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化に対応するための必要額を確保するとともに、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するために、立替払の迅速化のための対策を推進する。

未払賃金立替払事業の原資の増額

➤ 未払賃金立替払事業費補助金の増額	2,131,738千円
(令和2年度当初予算額)	7,270,801千円)

(独)労働者健康安全機構の審査体制の強化

➤ 審査要員、受付要員の増員	12,752千円
・審査要員 +1人	
・受付要員 +1人	
➤ 立替払金の振込手数料等の増額	1,914千円

労働基準監督署等での業務体制の強化

➤ 立替払実地調査員及び調査補助員の増員	559,425千円
・調査員 +81人	
・補助員 +196人	
➤ 実地調査経費の増額	6,983千円

未払賃金立替払制度の周知の強化

➤ パンフレットの翻訳、印刷	10,581千円
・日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、韓国語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語(全14か国語)	
・印刷部数206,600部	

働き方改革推進支援助成金

(テレワークコース) (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

	テレワークコース	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース
①対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークを新規で導入する中小企業事業主 又は ○テレワークを継続して活用する中小企業事業主 ※過去に助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 ⇒ <u>新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを始める事業主に重点</u>
②支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・労務管理担当者による研修 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労働者に対する研修、周知・啓発
③要件	○評価期間中に1回以上、テレワークを実施した対象労働者が1人以上いること	○事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
④事業実施期間	(令和2年4月1日以降の) 交付決定の日～令和3年2月15日	令和2年2月17日～令和2年5月31日 (<u>交付決定前の取組も対象</u>)
⑤成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間中に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施させる ・評価期間に対象労働者がテレワークを実施した回数の週間平均を1回以上とするの「<u>成果目標</u>」を設定 	なし
⑥評価期間	<u>1か月から6か月の間の期間で設定</u> ※この期間で成果目標の達成を判断	なし
⑦支給額 ※それぞれ最も低い額が適用	成果目標達成 補助率：3 / 4 1人当たりの 上限額：20→ 40 万円 1企業当たりの 上限額：150→ 300 万円	成果目標未達成 補助率：1 / 2 1人当たりの 上限額：10→ 20 万円 1企業当たりの 上限額：100→ 200 万円
		補助率：1 / 2 1企業当たりの上限額：100万円 ⇒ <u>成果目標がないため、一律の補助率・上限額</u>

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

※時間外労働等改善助成金より改称

令和2年度補正案 315,000 千円

【助成概要】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成
※令和2年2月17日以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とする。前年度（令和元年度）の取組に対しても令和2年度の助成の対象となる。

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【助成率】

費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、
4 / 5 を助成

【上限額】

上限額 50万円

高年齢労働者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の整備が必要

60歳以上の高年齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向

(平成30年には過去最多となり、全労働者に占める割合は、初めて1/4を超えた)

【参考】高年齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	平成30年
全労働者	141,055人	127,329人
60歳以上	21,054人	33,246人
割合	14.9%	26.1%

出所：労働者死傷病報告における
休業4日以上死傷者数

職場での新型コロナウイルスの感染防止のため、従業員が利用者・患者等と密に接触する対人（接客）業務を行うものであって、特に高年齢労働者の労働災害防止対策が必要な業種（社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店）を重点対象業種として支援することが必要

エイジフレンドリー補助金（間接補助金、令和2年度創設）

事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を勘案し、高年齢労働者の安全衛生確保に寄与する取組内容を選定し、モデルとして他の事業場に水平展開して取組を拡げていくもの。

対象者

60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

(事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を勘案し、高年齢労働者の安全衛生確保に寄与する取組内容を選定・交付決定)

重点対象業種

- ・社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店

対象経費（補助率1/2（上限100万円））

- ・高年齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費
- ・健康確保のための取組に関する経費 等

社会福祉施設における補助対象取組の例

○移乗用リフト等の導入

介護職員と施設利用客との接触機会（感染拡大リスク）の減少

→ 新型コロナウイルスの感染防止

施設利用者の移乗行為による腰痛防止

→ 労働災害防止



○ウェアラブル端末によるバイタルデータ管理

体調異常者が施設利用客や従業員に接触する機会（感染拡大リスク）の減少

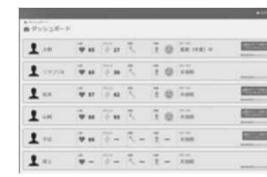
→ 新型コロナウイルスの感染防止

介護職員等の体調の変化を感知し、異常が出る前に管理する

→ 労働災害防止



ウェアラブルセンサーの例

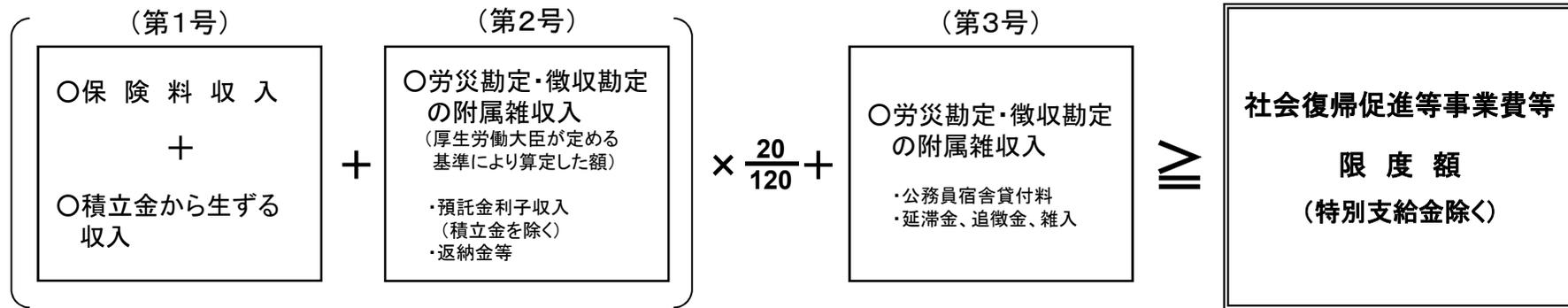


管理画面の例

出典：労災疾病臨床研究事業費補助金
「熱中症予防対策におけるウェアラブル
センサーの活用と効果的な熱中症予防法
の検証」平成30年度 総括研究報告書

社会復帰促進等事業等に要する費用について

○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



○社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

労災保険料 平均料率	第1号			第2号			第3号			社会復帰 促進等 事業費等 限度額	社会復帰 促進等 事業費等 所要額	限度額に 対する 所要額の 割合(%)	
	保険料 収入	積立金 から 生ずる 収入	計	預託金 利子収入	返納金等	計	公務員 宿舍 貸付料	延滞金 追徴金 雑入	計				
4.5/ 1,000	令和元年度 予算額	875,366	121,438	996,804	5	15,155	15,160	38	5,023	5,061	173,722	160,147	92.19
	令和2年度 当初予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	165,012	93.09
	令和2年度 補正後予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	169,187	95.45

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額等の推移(過去5年間)

(単位:億円)

	平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度		令和 元 年 度	令和 2 年 度
	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 額	補 正 後 予 算 額
I 社会復帰促進事業	249	237	265	237	232	216	229	243 (243)
II 被災労働者等援護事業	94	78	103	94	104	102	88	85 (85)
III 安全衛生確保等事業	325	292	348	311	430	345	537	608 (567)
計	668	607	715	642	766	662	854	936 (896)

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。なお、計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※3 ()書きは当初予算額である。

※4 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)

未払賃金の立替払(支払)の状況

○ 平成30～令和元年度四半期別の立替払(支払)状況

期間	平成30年度			令和元年度(速報値)		
	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)
第1四半期	554	5,906	2,111	447	5,343	1,887
第2四半期	541	5,589	1,990	517	5,498	2,058
第3四半期	511	6,133	2,314	511	6,300	2,266
第4四半期	528	5,926	2,280	516	6,851	2,427
計	2,134	23,554	※8,696	1,991	23,992	※ 8,638

※年額の四捨五入と四半期毎の四捨五入の合計とで100万円ずれが生じております。

(参考)

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (百万円)
平成15年度	4,313	61,309	34,190
平成16年度	3,527	46,211	26,504
平成17年度	3,259	42,474	18,399
平成18年度	3,014	40,888	20,436
平成19年度	3,349	51,322	23,417
平成20年度	3,639	54,422	24,821
平成21年度	4,357	67,774	33,391
平成22年度	3,880	50,787	24,762
平成23年度	3,682	42,637	19,951
平成24年度	3,211	40,205	17,507
平成25年度	2,980	37,143	15,173
平成26年度	2,573	30,546	11,811
平成27年度	2,187	24,055	9,533
平成28年度	2,029	21,941	8,361
平成29年度	1,979	22,458	8,664
平成30年度	2,134	23,554	8,696
令和元年度	1,991	23,992	8,638